







令和3年11月1日現在

	740-11711-04
商 品 名 (愛 称)	貯蓄預金
販売対象	・個人のお客様
期間	・期間の定めはありません。
預 入	77414 176 31009 3 01 0100
(1) 預入方法	・随時預入
(2) 預入金額 (3) 預入単位	・1 円以上 ・1 円単位
払戻方法	随時払戻しできます。
利息	
(1) 適用金利	・変動金利
(a) THE + >+	・毎日の最終残高における金額階層別店頭表示の利率を適用します。
(2) 利払方法 (3) 計算方法	・年2回(2月、8月)の当金庫所定の日に元金に組入れます。 ・毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を1円とした1年を365日と
	する日割計算。
	・20%の源泉分離課税(国税15%、地方税5%)
税金	(ただし、マル優ご利用の場合は非課税となります)
	※令和 19 年 12 月 31 日までの間にお受取りになる利息等には「復興特別所得税」が課税されますので、 20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の税金がかかります。
	・キャッシュカードによる払戻しにあたっては、キャッシュカード規定に定め
	る手数料が必要な場合があります。
	・以下の条件をすべて満たす口座は、未利用口座管理手数料をいただきます。 ①2021年1月4日以降開設された口座で、2年間以上取引がない
手数料	②当該口座の預金残高が1万円未満
	③他の預かり資産及び当金庫の出資のお取り扱いがない
	④当座貸越を含む融資取引がない
付加できる特約事項	⑤口座名義人の年齢が 20 歳以上(手数料徴求時点) ・条件を満たす方は、マル優のお取扱いができます。
中途解約時の取扱い	- 木口を何にす力は、1/2度0240取1及1/2-Cさよす。
十一年が中立の対象が、	 ・金利は店頭備え付けの金利表示ボードをご覧いただくか、または窓口へご照
金利情報の入手方法	会ください。
苦情処理措置	・本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業統括部 お客さま相談 課(9 時~17 時、電話:073-432-7118)までお申し出ください。
) 紛争解決措置	・東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、
加于所以旧巨	第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を
	図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上 記営業統括部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)
	記営業就預部または主国しんさん相談別(9 時~17 時、電話:05-5517-5625) までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁
	護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京弁護士会は、
	東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様
	のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議 システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法 (現地調停)、②当該地域の
	弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、
	東京弁護士会、当金庫営業統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わ
	せください。
	・公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動
	受取はできません。 ・最低維持残高10万円。
その他参考となる事項	・「総合口座」の取扱いはできません。
	・預金保険の対象となります。預金保険制度により元本1,000万円までと
	その利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)
	409~項並几乎で百司して1,UUU刀円まてこて炒利忌が休暖されまり)